

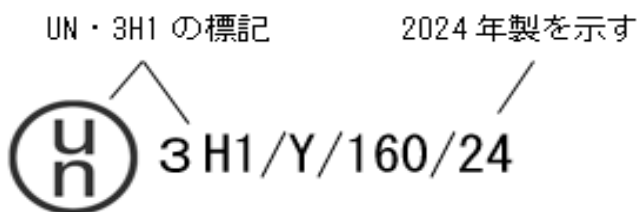
乗用車でガソリンを運ぶ場合の 容器の基準が改正されました！

施行日：令和6年3月1日

これまでは、容積 22 リットル以下の金属製に限られていた
が、性能試験に合格した容積 10 リットル以下のプラスチック製
容器も認められるようになりました。

【今回の改正で新たに認められるプラスチック製容器について】

- ① 容器にUN表示及び容器記号3H1が記されていること！



- ② 容積が 10 リットル以下であること！

※ 10 リットルを超えるUN表示が記された容器も販売されていますが、それらは
消防法違反となるので注意してください。

- ③ 容器は製造日から5年以内のものであること！

※ 製造日から5年を経過したものは認められません。



【今回新たに認められた容器の例】



お問い合わせ先：奈良県広域消防組合消防本部
予防部査察規制課 TEL 0745-78-1192